

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係る コンサルティング業務に関するプロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務

(2) 背景と目的

新潟県及び長野県（以下「2県」という。）は、それぞれで独自に税務総合オンラインシステム（以下「現行システム」という。）を開発・運用している。これらの現行システムは、度重なる税制改正や新制度導入に伴うシステム改修を重ねた結果、それぞれのシステムにおいてシステム全体が肥大化、複雑化し、維持管理コストが増大している。

政府は人口減少に伴う自治体職員の減少を見据え、システムの保守や管理に係る人的、財政的負担の軽減を推進しており、総務省では自治体クラウドの広域化やシステムの標準化等の検討が進められている。

これらを踏まえ、新潟県と長野県は次期税務総合オンラインシステム（以下「次期システム」という。）を共同調達し、広域化とコスト低減を図りつつ、クラウド移行及び運用・保守業務を円滑に実施することとした。

本業務は、次期システムの導入にあたり、次期システムの構築事業者調達、Fit&Gap分析、データ移行、品質管理等について、税務専門の知見を有する事業者の知見を活用し、次期システム導入の品質強化と移行リスク軽減を図るために実施するものである。

(3) 業務内容

別添「新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間

各県の契約期間については以下のとおりとする。

新潟県：契約締結の日から令和11年1月31日まで

長野県：契約締結の日から令和10年3月23日まで

2 見積限度額

合計 82,871,000円（消費税及び地方消費税含む。ただし、以下のとおり各県の年度ごとの見積限度額を設定する。）

(1) 新潟県

- 令和8年度 17,988,000円
- 令和9年度 23,225,000円
- 令和10年度 22,770,000円

(2) 長野県

- 令和8年度 10,444,000円
- 令和9年度 8,444,000円

3 資格要件

一の個人若しくは法人又は共同企業体であつて、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 個人又は法人

ア 本業務において必要となるスキルや専門的なノウハウと豊富な実績を有しており、業務の確実な履行が見込まれること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

カ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

キ (2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからカに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表構成員の名称及び権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場

- 合は、あらかじめ2県と協議すること。
- イ 構成員の数が4者以内であること。
- ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
- エ 全ての構成員が、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

不明な点がある場合の質疑については以下により受け付ける。

提出期限 : 令和8年3月19日(木)まで(必着)

提出先URL : 「12 その他の留意事項」の(2)を参照のこと。

提出方法 : 提出期限までに、別紙様式1「質問書」を提出先URLにアップロードすること。なお、期限後はアップロードが不可となる。また、提出するファイルの形式は「.docx」とし、ファイル名は「会社名_質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答

令和8年3月27日(金)に、新潟県ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の修正とみなす。

5 参加申込み及び参加資格確認結果の通知

(1) 参加申込み

提出書類 :

ア 別紙様式2「新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務に関するプロポーザル参加申込書」

(ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。

(イ) ファイル名は「会社名(共同企業体名)_参加申込書」とすること。

イ 企業概要(パンフレット可)

(ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。

(イ) ファイル名は「会社名(共同企業体名)_企業概要」とすること。

ウ 共同企業体協定書又はその写し及び別紙様式6「共同企業体構成員一覧表」
(共同企業体で入札に参加することを希望する者のみ提出)

(ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。

(イ) ファイル名は「共同企業体名_共同企業体協定書(または共同企業体構成員一覧表)」とすること。

※ 共同企業体の場合は、イを全構成員分提出すること。

提出期限 : 令和8年3月31日(火)17時まで(必着)

提出先URL : 「12 その他の留意事項」の(2)を参照のこと。

提出方法 : 提出期限までにアからウのファイルを提出先URLにアップロードすること。なお、期限後はアップロードが不可となる。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年4月3日（金）までに参加資格の確認結果をメールで通知する。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類：

ア 提案書（任意様式）

- (ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。
- (イ) ファイル名は「会社名_提案書.pdf」とすること。
- (ウ) 視認性の高いレイアウト、フォントで作成すること。
- (エ) ページ数は、最大でも20ページ程度におさめること。
- (オ) 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。なお、仕様書に記載がなくとも独自の提案がある場合や、各要件を仕様書記載以外の手段で実現する場合には、必要な説明を記載すること。

さらに、「b 実施スケジュール」及び「c 業務実施体制」については、2県それぞれの全体スケジュールや委託業務内容を考慮した上で、県ごとに個別の提案をすること。

a 類似業務の実績

本業務の実施に当たり、有用と判断される業務の実績について記載すること。

b 実施スケジュール

業務実施スケジュール、業務を実施する上での留意事項等について記載すること。

c 業務実施体制

担当者の人数、配置及び業務担当について記載すること。

d 委託業務内容

仕様書「8 委託業務の内容」の記載を踏まえ、どのように各種業務を実現するか具体的に提案すること。なお、類似業務の実績や事例等を踏まえて提案することが望ましい。

イ 担当者経歴書【別紙様式3】

- (ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。
- (イ) ファイル名は「会社名（共同企業体名）_担当者経歴書」とすること。
- (ウ) 担当者の経歴が、要件を確実に満たしていることを確認するために、必要に応じて、新潟県から対象自治体に対して照会を行う場合がある。

ウ 見積書（任意様式）

- (ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。
- (イ) ファイル名は「会社名（共同企業体名）_見積書」とすること。
- (ウ) 見積の総額及び仕様書「8 委託業務の内容」に要する経費について、年度別に内訳を記載すること。なお、見積書は2県ごとに分けて提出すること。提出した見積書は、プロポーザル評価項目の一つとするほか、業務委託料の積算の際の参考とする。

(2) 提出期限：令和8年4月8日（水）17時まで（必着）

(3) 提出先URL：「12 その他の留意事項」の(2)を参照のこと。

(4) 提出方法：提出期限までにアからウのファイルを提出先にアップロードすること。
なお、期限後はアップロードが不可となる。

(5) その他

ア 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。

7 審査の実施

企画提案書の内容を確認、審査するため、提案者によるプレゼンテーション（1者につき説明時間 20 分程度、質疑応答 20 分程度）を実施する。

なお、災害その他の事由により、プレゼンテーションを実施できない場合は、提出された企画提案書等により書面審査を行う。

(1) プレゼンテーションの開催

ア 実施日：令和 8 年 4 月 15 日（水）（予定）

イ 場 所：Web プレゼンテーション（Teams）

※ 実施時間や Teams 会議 URL 等は、提案者に対して別途個別に連絡する。

(2) 実施方法

提案者は、審査委員に対し提案書により説明を行う。

なお、プレゼンテーションの実施に当たり、追加資料等の提出は原則として認めない。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が提出された提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

なお、最高得点者が複数いた場合は、最高得点者のうち、より低価な見積額を提案した者を、最も優れた提案を行った者とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
業務遂行能力		20 点
業務実績	・本業務と同程度の業務履行経験を有しているか。	5 点
スケジュール	・作業内容が具体的に示されており、期限までに確実に履行できるスケジュールとなっているか。	5 点
業務体制	・提案内容を確実に履行可能な体制が構築され、適切な人員配置が行われているか。 ・技術経験を有する技術者の配置がされているか。 ・本業務の規模や多回数の会議に対応できる体制が整備されているか。	10 点

提案内容		80 点
業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的及び内容を理解しているか。 ・専門的な知識を適切に生かした提案か。 	10 点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・調達業務におけるリスクを適切に把握した上で具体的な支援方針、対策が示されているか。 	5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・Fit&Gap 分析、データ移行におけるリスクを適切に把握した上で具体的な対応方針、手法が示されているか。 	20 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れテストにおけるリスクを適切に把握した上で具体的な対応方針、手法が示されているか。 	5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を活かした PMO 業務（進捗・品質管理）の具体的な手法が示されているか。 	10 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修や説明会における支援方法が具体的か。 ・研修効果を高める工夫があるか。 	5 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部システム連携調整の進め方が具体的かつ効率的で品質確保の提案があるか。 ・関連業務の調達支援の進め方が具体的かつ効果的な提案があるか。 ・2 県に跨る調整事項の合意形成方法が具体的に整理されているか。 	5 点
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と見積額を比較考量し、高い費用対効果が期待できるか。 	10 点
自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の企画提案以外で本業務の効果を高めリスクを更に低減するような独自提案がなされているか。 	10 点
合計点	-	100 点

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれにメールで通知する。

10 日程

公告開始	3月 6日（金）
質問提出期限	3月 19日（木）
質問に対する回答	3月 27日（金）

参加申込書提出期限	3月31日(火)
参加資格確認結果通知	4月3日(金)
提案書等の提出期限	4月8日(水)
プレゼンテーションの実施・審査	4月15日(水)
審査結果の通知・公表	4月20日(月)頃
契約締結	4月下旬予定

11 契約の締結

審査委員会で最も優れた提案を行った者であると決定した者は、2県と契約書締結に向けた協議を行い、2県それぞれに対して見積書の提出を行い、2県それぞれと契約書を締結するものとする。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式4「暴力団等の排除に関する誓約書」を2県それぞれに提出することとし、提出しない場合は契約を締結しない。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合に当たっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルについては、当該調達に係る令和8年度当初予算が成立することが条件であること。
- (2) 提出先URLの提供を希望する者は、会社所在地、会社名、代表者氏名、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記の上、下記の問合せ先メールアドレスに送信すること。
- (3) 提案書作成、提出等に要する経費は提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (7) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務に関するプロポーザル参加辞退書」を提出すること。

提出先URL：「12 その他の留意事項」の(2)を参照のこと。

- (8) 次のいずれかに該当する者が行った提案は失格とする。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部または一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
- (9) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、2県に帰属する。

13 問合せ先（担当課）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部税務課電算管理係（担当：吉武）

電話番号：025-280-5769

E-mail：ngt010050@pref.niigata.lg.jp